

# 草加市みんなでまちづくり自治基本条例

## 検証結果報告書

(令和5年度～令和6年度実施)



令和7年5月

草加市自治文化部みんなでまちづくり課

## はじめに

草加市みんなでまちづくり自治基本条例（以下「条例」といいます。）は、草加市の最高規範であり、市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりを進めるために、平成16年（2004年）に施行され、令和6年（2024年）度で施行20周年を迎えました。

条例第29条には、市民、市議会、市のパートナーシップによるまちづくりを常に保障するため、施行後5年以内ごとに検証することが規定されています。平成24年（2012年）度～と、平成30年（2018年）度～の過去2度にわたり検証を実施してきましたが、前回の見直しから5年が経過したため、令和5年度から改めて検証を実施するものです。

前回の平成30年（2018年）度からの検証では、条例制定後大きく変わった社会において、10年先の草加市のコミュニティはどのようになっていると良いのか、そのためにパートナーシップによるまちづくりはどのようにあるべきかを話し合い、「これからの市民自治を進めるための7つの方向性」を定めました。

今回の検証においても、前回の検証直後から発生した新型コロナウイルス感染症のパンデミックを中心として、大きな社会の変化がありました。また、新たな試みとして、市民による検証（市民検証委員会）に先立ち、これまでの5年間の成果や今後の課題について、市による検証（庁内検証委員会）を行い、その検証報告をもとに市民検証委員会で検証を行う形に変更し、市と市民両者による検証結果を報告書としてまとめました。

こうした中で、前回の検証で定めた7つの方向性による条例の運用がどのように進んだのか、どこが課題となっているのかを検証し、今後のコミュニティの在り方を見据えて話し合いました。



## 市民検証委員会 後藤 純 座長 ごあいさつ

草加市の自治基本条例は、「自治のアイデンティティ」を表明する理念だけでなく、具体的な参加や協働の仕組みも条文に盛り込まれています。さかのぼること令和元年度の市民検証委員会にて、「10年先の草加市のコミュニティはどのような姿が望ましいか」という視点に立ち、これら理念と仕組みを具体的に評価するための、検証の方向性を7つ設定しました。今回の検証は、これに基づき、行政の事業実施内容、職員による日常業務での成果と課題認識、市民アンケート等の意識調査結果など、情報を集約しました。そのうえで、子育て、福祉、住民自治、経済などの分野で日頃から活躍している市民活動団体のみなさんと検証作業を行いました。

議論の中心は、おおむね以下の3点に集約されます。すなわち、(1) 草加市のまちづくりをめぐる現代的な価値観の共有・再共有と、それに照らした条例理念の整合性、(2) 制度や仕組みが実際に活用され、課題解決に役立っているか、(3) 市民が主体的に課題を発見し、解決に向けて動く際に、条例がその後押しを果たしているか、です。

今回の検証を通じて新たに見えてきたのは、コロナ禍以降、クラウドファンディングなどの新たな手法が定着し、草の根の小さなしかし個性豊かな団体が着実に増えているという点です。自治基本条例は有効に機能していると考えます。今後は、こうした多様な主体が地域コミュニティの中でどのようにつながり合い、地域の拠点(HUB)へと成長していくのかに大きな期待も寄せられます。

この際、若い世代へのまちの担い手として期待は高まりますが、一方で、若い世代ほど生活が家族内で完結しやすく、地域との接点を持ちにくい傾向もみえました。つながりが希薄なことで、悩みを抱え込み、孤立に陥りやすい側面も浮かび上がってきました。こうした現状を踏まえ、市民一人ひとりが自らの持ち味を活かして地域とつながり、そのつながりが新たな価値を生み出す「みんなでまちづくり」の土壌を、いかに耕していくか。攻めのコーディネーション(調整・働きかけ)という視点こそ、これからの5年間において自治基本条例の運用に求められる重要な役割であると感じています。

東海大学 建築都市学部 建築学科 特任准教授  
市民検証委員会 座長 後藤 純



# 目次

## 本編

第1章 今回の検証について -----	6 p
1.検証の方法とスケジュール	
2.検証の目的と位置づけ	
3.検証の経過	
第2章 草加市を取り巻く社会情勢の変化 -----	9 p
1.草加市の人口動態	
2.こども政策	
3.S D G s への取組	
4.新型コロナウイルス感染症	
第3章 これからの市民自治の方向性と運用方針について -----	11p
第4章 7つの方向性による検証結果 -----	13p
1.方向性1 若い世代の力を活かしたまちづくり	
2.方向性2 多様な市民の議論の場を活かした政策形成	
3.方向性3 多様な市民や組織の連携促進	
4.方向性4 コミュニティにおける人間関係	
5.方向性5 福利厚生のあるコミュニティ（閉じこもり予防）	
6.方向性6 職員の政策力の向上と協働で取り組む環境・基盤の整備	
7.方向性7 現場創発による政策実現に向けた予算の確保	
第5章 検証結果・総論 -----	27p

## 資料編

1. 検証委員会について .....	29p
(1) 庁内検証委員会及び調整会議構成	
(2) 庁内検証委員会設置要綱	
(3) 市民検証委員会構成	
(4) 市民検証委員会設置要綱	
2. 運用方針による市の取組及び結果 .....	33p
3. 条例に関するアンケート結果（市職員） .....	40p
4. 条例に関するアンケート結果（市民） .....	47p

# 本編

# 第1章 今回の検証について

## 1. 検証の方法とスケジュール.

前回の平成30年（2018年）度の検証では、近年の社会情勢を踏まえつつ、**これからの市民自治を進めるための7つの方向性**を設定して、検証が行われました。

その結果、条文の改正までは必要ないという結論に至りましたが、一方で市民検証委員会で示した評価の視点に基づき、本条例の運用について推進計画等を策定し、具体的な数値目標や取組の成果など進捗管理し、時代に見合った運用を継続していくことが求められました。

そこで、令和2年（2020年）度に「**草加市みんなでまちづくり自治基本条例 運用方針**」を策定し、令和3年（2021年）度から実施計画と一体となった進捗管理を行っています。**今回の検証ではこの運用方針と7つの方向性を中心として検証を進めました。**

◆**庁内検証委員会・調整会議（市による検証）** 令和5年（2023年）12月～  
運用方針に挙げられた7つの方向性をもとに、庁内各所属で運用の進捗等について整理。



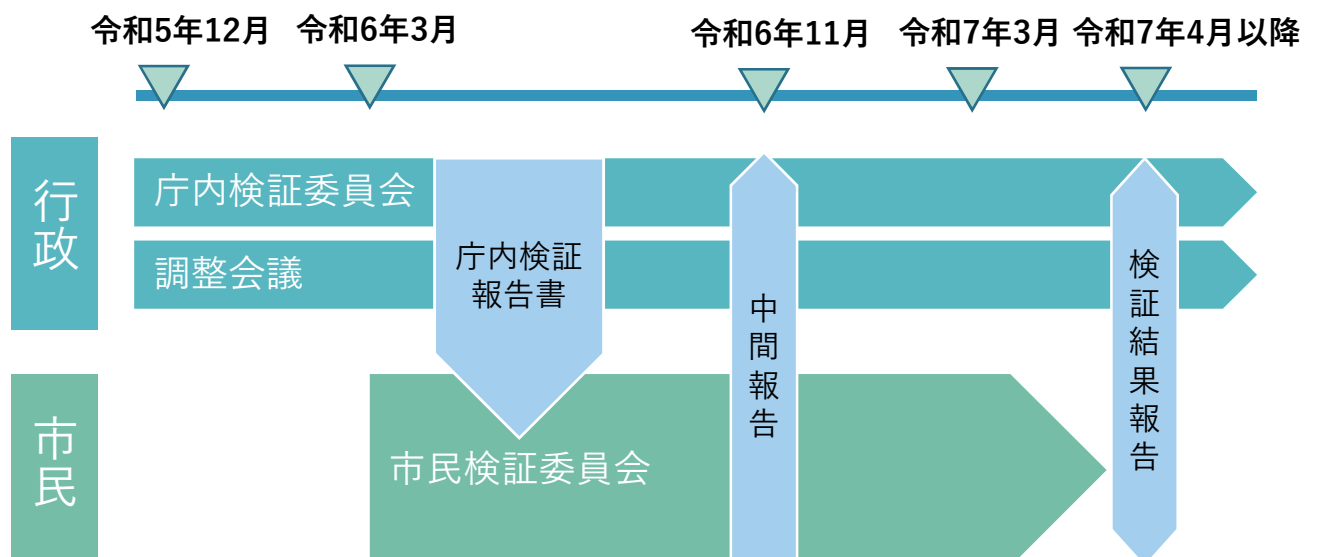
運用の進捗・課題について報告書を作成（**庁内検証報告書**）

◆**市民検証委員会（市民による検証）** 令和6年（2024年）3月  
～令和7年（2025年）3月  
庁内検証委員会を通じて作成した報告書等をもとに、市民による検証を実施。



市民と市の検証について報告書を作成（**検証結果報告書**）

◆**市長及び議会へ報告** 令和7年（2025年）4月～



## 2. 検証の目的と位置づけ

草加市みんなでまちづくり自治基本条例（以下、「本条例」という。）の理念である”だれもが幸せなまち”を実現すべく、草加市における暮らしを取り巻く環境等の変化がもたらす社会状況の中、市民、市議会、市のパートナーシップによるまちづくりが常に保障されるよう、本条例の検証を行いました。

検証は本条例第29条に基づいて行われ、市民の代表者に知識経験者を加えた草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会（以下、「市民検証委員会」という。）及び市の職員により構成する草加市みんなでまちづくり自治基本条例庁内検証委員会（以下、「庁内検証委員会」という。）を設置。市民、知識経験者、市の職員それぞれの視点から本条例の検証を行いました。

## 3. 検証の経過

### ◆ 庁内検証委員会

庁内検証委員会		
委員会	日程	内容
第1回 庁内検証委員会	令和5年12月28日 (2023年)	これまでの経緯について/今回の検証について/依頼事項について
第1回 調整会議	令和6年1月11日 (2024年)	これまでの経緯について/今回の検証について/依頼事項について
条例の検証に係る資料の作成（市による検証）	令和6年(2024年) 2月29日～5月23日	庁内調査/職員アンケート/資料作成
第2回 庁内検証委員会	令和6年4月18日 (2024年)	今回の検証について/庁内検証報告書（案）について
第2回 調整会議（書面開催）	令和6年4月22日 (2024年)	庁内検証報告書（案）の確認について
庁内中間報告	令和6年(2024年) 10月25日 ～11月26日	第1回～4回市民検証委員会による意見について
市長報告	令和7年5月21日 (2025年)	検証結果報告書について

## ◆市民検証委員会

市民検証委員会		
委員会	日程	内容
第1回 市民検証委員会	令和6年3月19日 (2024年)	座長・副座長の選出について/条例の検証内容・今後のスケジュールについて
第2回 市民検証委員会	令和6年5月24日 (2024年)	方向性1について（若い世代の力を活かしたまちづくり）/方向性2について（多様な市民の議論の場を活かした政策形成）
第3回 市民検証委員会	令和6年7月25日 (2024年)	方向性3について（多様な市民や組織の連携促進）/方向性4について（コミュニティにおける人間関係）
第4回 市民検証委員会	令和6年9月25日 (2024年)	方向性5について（福利厚生のあるコミュニティ）/方向性6.7について（職員の政策力の向上と協働で取り組む環境・基盤の整備）. （現場創発による政策実現に向けた予算の確保）
第5回 市民検証委員会	令和6年11月27日 (2024年)	条文ごとの検証について
第6回 市民検証委員会	令和7年1月20日 (2025年)	条文ごとの検証について/運用方針に対する意見について
第7回 市民検証委員会	令和7年3月18日 (2025年)	検証結果報告書（案）について

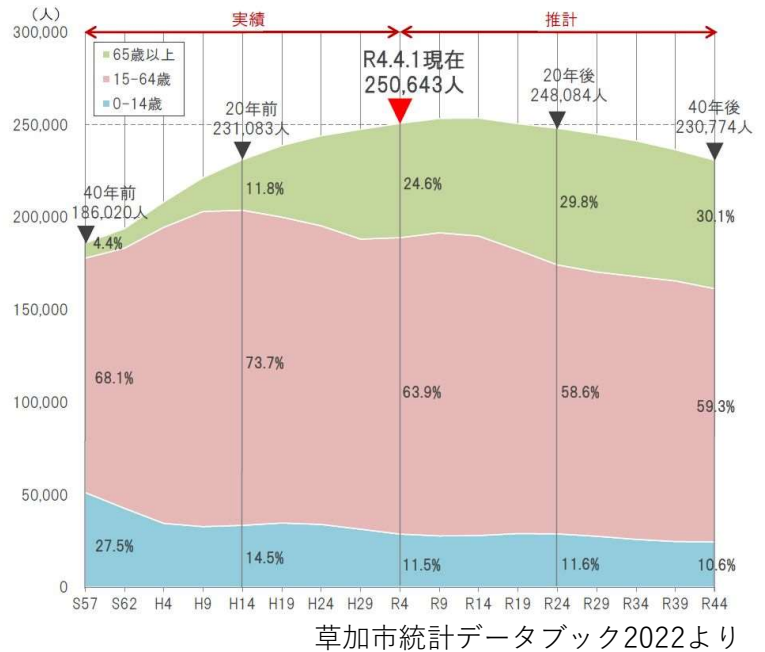
## 第2章 草加市を取り巻く社会情勢の変化

前回の平成30年（2018年）度の条例検証から5年が経過し、草加市を取り巻く社会情勢には大きな変化がありました。改めて検証を行うに当たり、次のとおり社会情勢の変化に留意しながら運用方針及び各事業を進めています。

### (1) 草加市の人口動態

日本の総人口は、平成20年（2008年）の1億2,808万人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所は、令和52年（2070年）の人口を8,700万人と推計しています。

一方、草加市の総人口は増加を続け、令和6年（2024年）4月1日時点で、251,521人に達しています。しかしながら、令和14年（2032年）頃をピークに、総人口は減少に転じ、令和24年（2042年）には、老年人口（65歳以上）が29.8%へと増加、生産年齢人口（15～64歳）が58.6%へと減少することが予測され、少子高齢化が進むものと考えられます。



草加市統計データブック2022より

### (2) こども政策

人口減少・少子高齢化の進行、こどもの貧困問題等を受けて、日本では、令和5年（2023年）4月にこども基本法の施行とこども家庭庁が創設されました。

こども基本法の施行により、こども政策の基本理念が明確にされ、こども政策を講じる上では、当事者となる若者やこどもにとって身近なSNSなどを活用した参画の場を設け、意見を聴きながら進める必要があります。

草加市でも、令和5年（2023年）度から「こどもまんなかそうか」を掲げ、草加市こども基金の設立やこどもたちと様々なテーマについて考える「そうチャレ」の開催等、こどもたちの意見を市政に反映していく取組を進めています。



### (3) SDGsへの取組

SDGsとは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された、持続可能なよりよい世界となるための、2030年（令和12年）までに世界共通で取り組んでいく17の目標のことです。

草加市では、令和4年（2022年）9月に「SDGs日本モデル」

宣言に賛同し、令和6年（2024年）5月には草加市が「SDGs未来都市」に、提案した事業が「自治体SDGsモデル事業」に選定されました。また、SDGsの17の目標のうち「住み続けられるまちづくりを」をテーマに探究的な学習を行っている小学校もあり、こどもたちも地域社会の一員として課題解決に取り組んでいます。



## 「SDGs日本モデル」宣言

私たち自治体は、人口減少・超高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、企業・団体、学校・研究機関、住民などとの官民連携を進め、日本の「SDGsモデル」を世界に発信します。

- 1 SDGsを共通目標に、自治体間の連携を進めるとともに、地域における官民連携によるパートナーシップを主導し、地域に活力と豊かさを創出します。
- 2 SDGsの達成に向けて、社会的投資の拡大や革新的技術の導入など、民間ビジネスの力を積極的に活用し、地域が直面する課題解決に取り組みます。
- 3 誰もが笑顔あふれる社会に向けて、次世代との対話やジェンダー平等の実現などによって、住民が主役となるSDGsの推進を目指します。

### (4) 新型コロナウイルス感染症

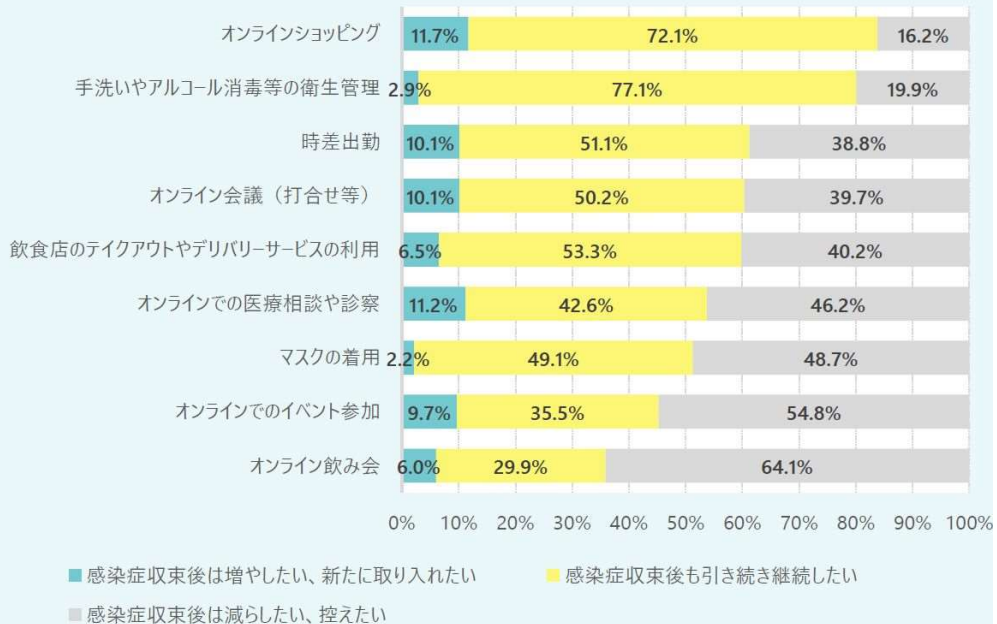
新型コロナウイルスは令和2年（2020年）1月15日に国内で初めて感染者が確認され、草加市においても同年3月13日に初めての感染者が確認されました。3度の緊急事態宣言とまん延防止等重点措置を経て、令和5年（2023年）5月8日には、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザと同じ5類に移行されました。

新型コロナウイルス感染症の拡大は生活様式や働き方など多方面に影響を与えました。

草加市においても、

各種お祭りの中止やコミュニティセンターの利用者数減など市民活動が停滞していましたが、一方で、コロナ後には市民活動においても、オンライン会議の利用や広報へのSNS活用が広がるなど、デジタル化の進展が見られました。

#### ■ 感染症拡大を契機とした行動変容の継続希望



（資料）内閣府(2022)「第5回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」を基に草加市作成

総合政策課-新型コロナウイルス感染症による草加市と市民生活の変化

## 第3章 これからの市民自治の方向性と運用方針

本条例に基づくまちづくりの仕組みは、市民主体のまちづくり活動（市民創発）を市が支援し、その活動から得たニーズやノウハウを市側が受け止めることで進めてきました。現在では、市の各施策で市民を加えた議論の場が設置されており、市と市民のパートナーシップにより市政を運営することが定着しています。

一方で、前回の平成30年（2018年）度～の市民検証委員会では、地域の高齢化や条例制定後に新たな地域課題が増えてきたことに対し、本条例が今後どのような役割を担っていくのか、これからの市民自治とパートナーシップによるまちづくりの大きなビジョンについて議論し、「これからの市民自治を進めるための7つの方向性」を共有しました。

### これからの市民自治を進めるための7つの方向性

#### 1.若い世代の力を活かしたまちづくり

町会・自治会などの地域の中核を担う役員の高齢化が進む中、新たな担い手が不足しています。“だれもが幸せなまち”の実現に向けて、特に若い世代のニーズを政策として受け止めるとともに、この世代のまちづくり活動への参加・協力が課題となっています。

#### 2.多様な市民の議論の場を活かした政策形成

現在は、様々な分野で市民同士の議論の場が設けられています。今後は更に、政策への反映につながるよう、まちづくり登録員制度のあり方を含めたみんなでまちづくり会議等、市民の議論の場の活性化に向けた整理が求められます。

#### 3.多様な市民や組織の連携促進

町会・自治会への支援やふるさとまちづくり応援基金の設置により、多様なまちづくり活動が行われていますが、各活動主体が個別で取り組んでいる部分があります。より良いまちづくりに向けて、分野を超えた多様な市民（事業者）や組織が連携することで相乗効果が期待されます。

#### 4.コミュニティにおける人間関係

町会・自治会等、地域の活動には参加できていないが、まちづくり活動への参加・協力はできると考えている市民がいます。こうした市民と地域をつなげるために、コミュニティにおける社会的な人間関係はどうあるべきかという視点で、本条例が現代的なコミュニティに対応していくことが求められます。市がコミュニティとともに政策を進めていくためには、政策の実現とコミュニティの人間関係が醸成されるような関わり方が期待されます。

## 5. 福利厚生のあるコミュニティ（閉じこもり予防）

独居に限らず家族がいても、孤立して不安が募り、閉じこもることで健康寿命が低減していきま  
す。本条例制定時は、自立して自律した市民が積極的に創発していくまちづくり活動への支援を想  
定していました。しかし近年では、身体的・認知的・社会的な虚弱状態のために閉じこもってしま  
う方も増えています。地域コミュニティが地域で暮らす住民の孤独や不安に対応できるよう、コ  
ミュニティ活動を通じてつながれるように支援し、こうしたつながりが福利厚生となるような環境  
づくりに向けた対応が期待されます。

## 6. 職員の政策力の向上と協働で取り組む環境・基盤の整備

市は職員に対して、本条例の知識を深める取組を様々な場で行っていますが、定型的な研修にと  
どまらず、市民とともに課題を分析し政策形成を行うなど、新たな課題に挑戦できる、環境・基盤  
の整備が期待されます。

## 7. 現場創発による政策形成に向けた予算の確保

多様な市民の議論の場でも出された提案を、政策として予算を含めて形成していく仕組みの整備が  
期待されます。

## 5年後に向けて

今回の検証では、7つの方向性を変更すべきとの意見はありませんでしたが、次の5年に向けて、  
「ヤングケアラー」、「外国籍市民との共生」、「人手不足」、「ICT活用」といったテーマも  
方向性の候補として注視すべきだとの意見がありました。

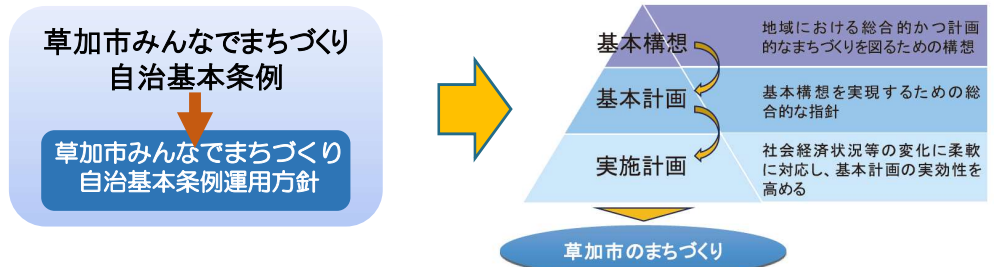
## 草加市みんなでまちづくり自治基本条例 運用方針 策定の目的

市民、市議会、市によるパートナーシップによるまちづくりをこれからも保障し、市民の積極的  
なまちづくりへの参画と、市による次代をも見据えたまちづくりを行っていくために、平成30年  
（2018年）度からの市民検証委員会での検証結果を受けて庁内検証委員会で検討・作成した、  
社会状況等の変化に応じた本条例の運用についての方針を示すものです。

## 位置付け

本条例と、本条例を根拠とした総合振興計画に基づいた市の取組の関係を明確にし、引き続き、  
市民、市議会、市が市民自治を基本としたパートナーシップによるまちづくりを推進していく観点  
から、具体的な施策などとして取組を進めます。また、本方針に基づく取組結果は、令和6年（2  
024年）からの本条

例の検証委員会におい  
て検証し、必要に応じ  
て条例の改正などを検  
討する資料とします。



## 第4章 7つの方向性による検証結果

草加市みんなでまちづくり自治基本条例運用方針におけるこれからの市民自治を進めるための7つの方向性に基づき、庁内検証委員会及び市民検証委員会で検証を行った結果をまとめました。

方向性 1	若い世代の力を活かしたまちづくり	15p
方向性 2	多様な市民の議論の場を活かした政策形成	17p
方向性 3	多様な市民や組織の連携促進	19p
方向性 4	コミュニティにおける人間関係	21p
方向性 5	福利厚生のあるコミュニティ（閉じこもり予防）	23p
方向性 6	職員の政策力の向上と協働で取り組む環境・基盤の整備	25p
方向性 7	現場創発による政策実現に向けた予算の確保	25p

## 検証結果の見方

方向性ごとに以下の順番で記載しています。

### (1) 運用方針

各方向性の運用方針を記載したものです。

### (2) 検証結果まとめ

庁内検証委員会による検証結果と、それに対する市民検証委員会による検証結果をまとめたものです。

### (3) 評価の視点による検証結果

条例の運用を評価する視点による検証結果です。

### (4) 関連条文の検証結果

各方向性に紐づけられた関連条文に対する意見です。  
①運用方針を見直す、②力を入れて運用する、③要検討事項のいずれかで表記しています。

### (5) 運用方針への意見

以上の検証結果を受けての運用方針に対する意見です。

# 若い世代の力を活かしたまちづくり

## (1) 運用方針

多様な世代の市民からの意見を政策につなげられるよう、パブリックコメントや審議会委員の公募などの市民参画のための仕組みの整備充実を図るとともに、市の施策や市民参画制度について周知方法を工夫するなど、幅の広い市民参画を促進します。

※若い世代は、概ね40歳代以下とします。

## (2) 検証結果まとめ

### ◆庁内検証委員会

✓ 若い世代の意見を取り入れるため、**SNS等の活用**や、**従来の会議に学生を取り込む**など、新たな取組を開始しており、若い世代の市政への参加は微増している。

✓ 総合的な学習の時間などを通じて、**小学生～高校生もまちづくりや地域課題について学んでいる。**

✓ 実際に**市政やまちづくりに参画する若い世代は依然として少ない**状況であり、より**若い世代が参画しやすくする工夫**が必要。

### ◆市民検証委員会

✓ **若い世代のまちづくりへの参画は持続可能性やニーズの変化への対応において必要**であり、若い世代のうち、意見を出していこうという意思のある人の声を聴く取組は進んでいる。

✓ 思いはあるけれども意見にはならない人をいかに引き込むかという点で、**若い世代へアウトリーチする取組に力を入れる**必要がある。

✓ 町会・自治会など従来の団体への若い世代の参加には、**多世代交流の取組**が重要になる。**課題解決型や趣味・興味による集まり**であれば多世代の参加が期待できるのでは。

## (3) 評価の視点による検証結果

評価の視点	結果
●パブリックコメントによる、若い世代からの意見の数	測定不可
●審議会などの委員に選出された、若い世代の委員の数	R3：20.7%→R5：24.3%
●若い世代のまちづくり参画機会の創出 ●市民参画制度の周知における工夫	市民参画制度周知回数：R2：9回→R5：12回 公式SNSの運用、小学校での周知
●まちづくり活動に参加する若い世代の数	H30：65.4%→R4：64.5%
●ふるさとまちづくり応援基金に応募する若い世代の団体の数	R2：1団体、R3：3団体、R4：3団体、 R5：3団体
●若い世代の視点による新しい政策の数	総合振興計画第三期基本計画、R5からは「こどもをまんやかにしたまちづくり」

## (4) 関連条文の検証結果 ⇒ 条文の改正は不要

第12条（説明責任・応答責任）	②若い世代への説明責任・応答責任として、アウトリーチに力を入れる。
第15条（パブリックコメント）	③パブリックコメント実施に当たっては、若い世代の反応を計測するため、年代の記載を求めることを検討。
第16条（審議会委員などの公募）	—

凡例：①運用方針を見直す、②力を入れて運用する、③要検討事項

## (5) 運用方針への意見



若い世代へのアウトリーチに当たり、SNSでの発信だけではなく、**対面で交流する機会や場所が重要**である。そうした機会や場がどの程度あるのかを把握し、増やしていく必要がある。



こどもや学生に向けては、学校教育や「こどもまんなかそうか」の取組によるアウトリーチが期待できるが、**見落とされがちな20代～40代へのアウトリーチ**についても注視する必要がある。

## 多様な市民の議論の場を活かした政策形成

### (1) 運用方針

草加市みんなでまちづくり自治基本条例に基づく「みんなでまちづくり会議」と、様々な形式で各分野で実施されている市民の議論の場を、より活性化するために整理し、「まちづくり活動の登録」「まちづくり計画の提案」との整合性を図るとともに、多様な主体が分野横断的に総合的・計画的・民主的なまちづくりに取り組むために仕組みを検討します。

### (2) 検証結果まとめ

#### ◆庁内検証委員会

✓ 様々な分野で市民とともに議論し政策形成する取組を進めているが、特定の分野について議論する会議が多く存在する一方で、**分野横断的な市民の議論の場が少ない。**

✓ みんなでまちづくり会議は、有意義な活用ができるよう様々な開催方法を試みているが、**方向性については引き続き議論が必要**であり、また、みんなでまちづくり会議を含む**市民の議論の場をより整理**していく必要がある。

#### ◆市民検証委員会

✓ みんなでまちづくり会議は当初想定していた活用ができておらず、**条例に手を加えるか、理念として残すことで市が丁寧に市民の意見を聴きとって政策形成する姿勢を維持する「重し」となるか**と考えるか、議論が必要。

✓ 市民の議論の場を引き続き整理していく中で、**各所属でもみんなでまちづくり会議を担う**などの方法を検討し、併せて**まちづくり活動の登録やまちづくり計画の提案制度の在り方についても整理**する必要がある。

✓ 市民が声を上げる前に市が各担当課で先回りをして対応する政策が増えたことで、**政策の総合性が失われていないか**、個人の意見を述べる権利は大切にしながら**全体での調和をどのようにとるか**について留意する必要がある。

✓ みんなでまちづくり会議は枠組みにとらわれず弾力性をもって運用しようと改善しているが、**会議の出口については依然として模索中**である。計画の提案は少なくとも具体的な問題解決型の議題設定をすべきでは。

✓ 議論の場として従来のワークショップ型に加え、カフェ型、マルシェ型など多様な在り方を含め、**みんなでまちづくり会議の運用範囲を広げながら次の5年で改正すべきかどうかを検討**する必要がある。

## (3) 評価の視点による検証結果

評価の視点	結果
●分野横断的な市民の議論の場から形成された政策の数	「地区別懇談会」で、地区ごとに4つのコミュニティプランを策定
●みんなでまちづくり会議への参加者の数	R2：9人、R3：30人、R4:67人、R5:63人

## (4) 関連条文の検証結果 ⇒ 条文の改正は不要

第19条（組織づくり）	—
第24条（まちづくり活動の登録など）	③「計画提案制度のための登録」や「個人で市民活動をしたい人の受け皿としての登録」から、理念として市民全員を登録員とする、市民活動災害補償制度を利用するための登録など、新たな視点を含めて考え方を整理する必要がある。
第25条（まちづくり計画の提案）	③計画の提案よりも市が先回りして対応している現状において、この機能を残すべきか、また総合性が確保できているかについて議論する必要がある。
第26条（みんなでまちづくり会議）	③引き続き、市民の議論の場として整理が必要。

凡例：①運用方針を見直す、②力を入れて運用する、③要検討事項

## (5) 運用方針への意見



みんなでまちづくり会議の運用については、参加者数だけでなく、スピノフやタウンミーティングのように各所属で開催しているものもみんなでまちづくり会議に準ずるものとして、開催数に注目して様々な人を巻き込む機会を増やすことで、市民参画を豊かにすることができるのではないかと。

## 多様な市民や組織の連携促進

### (1) 運用方針

目的型のコミュニティ活動が分野横断的に交流・連携し、地域課題の解決に向けた新たな活動に対し、ふるさとまちづくり応援基金等による支援を検討します。

また、クラウドファンディングを活用して活動している団体やソーシャルビジネスを実施している企業など、多様な主体によるコミュニティ活動を把握し、まちづくりのネットワークづくりに努めます。

### (2) 検証結果まとめ

#### ◆庁内検証委員会

✓ ふるさとまちづくり応援基金をより活用してもらえよう、運用の見直しを行っている。

✓ クラウドファンディングやリノベーションまちづくり、包括連携協定などで民間企業や大学と連携を強化している。

✓ 市民団体や企業同士の自主的な連携や、自立、自走化に向けた支援が必要。

#### ◆市民検証委員会

✓ 多様な主体の団体が市内に数多くあり、行政側でもそれをよく把握できているが、団体同士での拠点、ネットワークづくりが不足している。

✓ 多様化する拠点・ネットワークの考え方を整理するとともに、拠点としての市民活動センターの効果的な活用方法や、分野・担当課ごとに把握するネットワークの庁内での共有・連携など、ネットワークづくりの支援を具体的に検討する必要がある。

✓ 既存の団体が自発的に自分事化して活動し、お互いにつながることができる団体（エンゲージメント）になれるよう支援する必要がある。それに伴い、市民団体を体系化し、まちづくりの中核組織の育成も図っては。

✓ ふるさとまちづくり応援基金で、世代間交流やネットワークづくりの工夫に対しては、助成額を増額するなどのインセンティブを与える価値があるのでは。

### (3) 評価の視点による検証結果

評価の視点	結果
●市が把握する多様な主体によるまちづくり活動を行う団体の数	R2：727団体→R5：743団体
●市が把握する団体が自主的に交流し、協働・連携により地域課題の解決や新たな活動を実施	学校応援団や祭り実行委員会など7事例

### (4) 関連条文の検証結果 ⇒ 条文の改正は不要

第20条（基金などの設置）	①市が支援することでまちづくりを自分事化できる人が増えており改正の必要はないが、世代間交流の仕掛けやネットワークづくりにおいて、さらなる工夫の余地がある。
第21条（拠点・ネットワークづくり）	①拠点・ネットワークの考え方の整理やネットワークづくりの具体性が必要である。

凡例：①運用方針を見直す、②力を入れて運用する、③要検討事項

### (5) 運用方針への意見



従来のセンター型のネットワーク、新たなハブ型のネットワークなど、多様なつながり方を把握し支援する必要がある中で、**市民活動センターのコーディネート機能をより発揮する必要がある。**



多様な市民や組織の連携促進を支援できる仕組みの一つとして、条例第22条（まちづくり支援団体）を新たに方向性3の関連条文とし、**まちづくり支援団体の把握・体系化や育成を行う**べきではないか。

第22条（まちづくり支援団体）

市は、市民の主体的なまちづくり活動を支援するため、まちづくり支援団体を作り、その活動に必要な経費の助成などの財政的な支援や業務の委託をすることができます。

# コミュニティにおける人間関係

## (1) 運用方針

地域コミュニティの意義や必要性が再認識されている中、市の地域政策における町会・自治会への更なる支援とともにコミュニティを幅広く捉え、自主的な地域活動と町会・自治会の交流・連携などの新たなコミュニティの在り方を検討します。

## (2) 検証結果まとめ

### ◆庁内検証委員会

✓ 町会・自治会の加入促進のため新たな取組を実施しているが、**加入率は低下が続いており、役員等の負担感が増している。**

✓ 防災・防犯、子育て支援、学校づくりなどを地域ぐるみで実施する取組を行っているが、**実際に担い手となる人は不足しており、一方で多くの人が何らかの形で支え合うコミュニティの不足を感じている。**

✓ 負担感なく地域の取組の担い手となることができ、必要なコミュニティに手が届く**新しい在り方を引き続き検討する必要**がある。

### ◆市民検証委員会

✓ **同じ地域に住みながらも人間関係が希薄**になり、しかしコミュニティを必要とする人たちがこども食堂などに集まってきている状況。

✓ 町会・自治会の支援の方法としては、活動参加のきっかけづくりに**DXを活用すること**や、ニーズの把握と地域の間人間関係構築に**生活支援コーディネーターを役立てること**などが考えられる。

✓ 引き続き地域の人が対面で交流できる機会は重要であり、そうした従来のコミュニティを再構築する取組を続けながら、市として今後**どのようなコミュニティの在り方が望ましいか**を整理する必要がある。

✓ 市としてコミュニティを維持し自発的に**自分事化できる団体を育てるためにも**、町会・自治会の役割をどうしたいのかを整理し、ある程度コストをかけてでも支援していくべきでは。また、**災害対策としての役割を強調することで、加入促進につながる可能性**がある。

### (3) 評価の視点による検証結果

評価の視点	結果
●新たに組織化した町会・自治会の数	0団体
●町会・自治会の加入率	R2:48.91% →R5:44.87%
●町会・自治会などにおける地域の担い手の数	正確な数は不明。 ただし、会長のなり手は減少している。
●地域のイベントに携わる市民の数	R2:36% →R4:40.4%
●地域で支え合い、お互いが助け合えるコミュニティがあると感じる市民の数	75.6%が不足と感じている。

### (4) 関連条文の検証結果 ⇒ 条文の改正は不要

第3条（基本方針）

①運用方針の一部見直しが必要。

凡例：①運用方針を見直す、②力を入れて運用する、③要検討事項

### (5) 運用方針への意見



現状の評価の視点は町会・自治会に関することに偏っているが、町会・自治会への支援と、町会・自治会ではカバーできないそれ以外での地域の人間関係を希薄にしないための支援も必要ではないか。



「町会・自治会などにおける地域の担い手の数」は把握が難しいと思われるが、一方で担い手不足解消のためには町会・自治会活動や地域活動の楽しさややりがいを把握し、伝えるべきではないか。

## 福利厚生のあるコミュニティ（閉じこもり予防）

### (1) 運用方針

地域の中で市民が孤独にならないよう、コミュニティ活動等の社会的居場所があり、地域で声を掛け助け合う活動を支援し、地域と関わりを持つことで市民同士の支え合いができる地域力の強化に取り組みます。

### (2) 検証結果まとめ

#### ◆庁内検証委員会

✓ 困難のある人を地域や民間企業とともに支援する取組や、身近にある支援や居場所を求める人に情報が届く仕組みづくりを進めている。

✓ コミュニティソーシャルワーカーとともに複合的な困難のある人を支援しており、関係機関との連携体制が整備された。

#### ◆市民検証委員会

✓ 町会・自治会やPTAなど**既存のコミュニティの本来の目的が理解されておらず、教えられる機会もない**。また、行政や企業等により課題が解決されてきてしまい、市民が自分たちで解決する機会も少なくなった。

✓ 困りごとを人に相談する際には個人の事情を開示するため、長年の付き合いが必要であり、それには共助が必要だが、条例制定当時に想定していた**共助の育みが無く**、育み方のノウハウを誰も持っていない状況である。

✓ **市民が主体的に活動したくなり自分事化できるような働きかけや、同じ地域の人同士が楽しく交流する仕掛けづくり**を、町会・自治会任せにせず検討するべきでは。

✓ 現在ではこども食堂などの居場所づくりにおいて市民側が共助を育んでいるが、いずれ町会・自治会やPTAと同じ道を辿るおそれがある。

✓ 民生委員を含む、共助を担う**市民コーディネーターの活動をサポートする体制**も必要ではないか。

## (3) 評価の視点による検証結果

評価の視点	結果
●地域で市民同士の支え合う活動や居場所の数	597件
●閉じこもらず、地域に出てコミュニティに関わる市民の数	60歳以上の社会活動への参加（国）…H25：61%→R3：50.8% 身近なひきこもりの有無（市）…60歳代：10.5%、70歳以上：10.9%
●身近で活躍する市民コーディネーターの満足度	正確な数値は測定不可。

## (4) 関連条文の検証結果 ⇒ 条文の改正は不要

第6条（市民の権利）	①運用方針の一部見直しが必要。
第7条（市民の責務）	①運用方針の一部見直しが必要。

凡例：①運用方針を見直す、②力を入れて運用する、③要検討事項

## (5) 運用方針への意見

評価の視点「身近で活躍する市民コーディネーターの満足度」について、「福利厚生のあるコミュニティ」は現在、活動していただいている町会・自治会や民生委員、生活支援コーディネーター、市民活動団体、その他市役所や地域包括支援センターと市民をつないでくれる人などの努力によるものである。まずは**市民コーディネーターの定義を整理した上で、アンケートを取るなどして活動のどこに限界を感じているかといったニーズを聴き取る**必要がある。また、その評価に当たっては必ずしも数値で表す必要はないのではないか。



## 職員の政策力の向上と協働で取り組む環境・基盤の整備

## 現場創発による政策実現に向けた予算の確保

### (1) 運用方針

行政課題が複雑化・高度化する中で、職員の業務知識・実務能力の定着に加え、職員が地域の中で市民と共に課題を分析し、政策形成につなげられる環境・基盤の整備を図ります。

### (2) 検証結果まとめ

#### ◆庁内検証委員会

✓ 市民とともに考え行動する職員を育成し、幅広い分野で市民と協働して進めることが定着している一方で、市民と協働するに当たっては、一部の人に頼りきりにならないよう留意する必要がある。

✓ 現場創発による政策実現に向け、クラウドファンディング型ふるさと納税制度を活用して財源を確保する取組を始めた。

#### ◆市民検証委員会

✓ 市民と協働できる職員の育成と、現場に出た際のクレームや要望への対応力を向上する研修や、地域に出る、大学で学ぶなど様々な地域活動を経験できる研修があると良い。

✓ 職員の条例に対する認識度をより向上させる必要がある。

✓ 市民との協働が癒着と思われることや、市民からの提案を実現したことによって別の市民から苦情を受けることなどがあり、対応の難しさがあると思われる。

✓ 市民活動により市や警察に苦情があった際は、市民側へのフィードバックが欲しい。

✓ 職員が地域に出てイベントなどに参加することが増えており、コミュニティマインドを持って熱心に取り組んでくれていると感じる。

✓ 休みの日にイベントに参加するなど地域と積極的に交流する職員を評価することが出来るよう、人事評価の在り方を検討すべきである。

## (3) 評価の視点による検証結果

評価の視点	結果
●本条例の趣旨に対する職員の認識度	条例を知っている：74%
●市職員が地域の中で、市民とともに政策形成を実施	審議会を除き、61件

## (4) 関連条文の検証結果 ⇒ 条文の改正は不要

第18条（人材の育成）

①運用方針の一部見直しが必要。

凡例：①運用方針を見直す、②力を入れて運用する、③要検討事項

## (5) 運用方針への意見



市民と協働できる職員の育成や現場での対応力を高めるための研修、または研修という形にこだわらず地域に出て学べるような機会を充実させてはどうか。

## 第5章 検証結果・総論

平成30年（2018）度から令和元年（2019）度の条例検証により定められた「これからの市民自治を進めるための7つ方向性」に基づく運用方針策定後初めての条例検証として、運用方針に基づき条例を運用した結果、本市の市民自治が現在どのような状況なのかを具体的に把握することで、前回の検証からさらに課題が整理されてきました。

条例制定時と比べ、市民の声を聴き政策に活かす基本的な体制（パブリックコメントや審議会等の公募委員など）や市民発意の政策を検討する仕組み（まちづくり登録員やみんなでまちづくり会議）、タウンミーティングや各種協議会の場などに加え、防災・防犯・子育て・教育・福祉など、市政のあらゆる分野で市と市民の協働により事業を進めることが定着しています。さらに、市民検証委員会としては市の職員がまちに出て市民とともに活動する機会が増えたと評価されました。

一方で、各分野ごとに市民の意見を反映した結果として政策の総合性が失われていないか、若い世代にもまちづくりに参加してもらうためにアウトリーチに力を入れる必要があるといった課題も上げられています。

また、高齢化やニーズの変化などにより活動が難しくなっている町会・自治会などの支援や市民活動団体のネットワークづくり、共助・コミュニティの不足、まちづくり登録員制度とみんなでまちづくり会議の考え方の整理などは引き続き課題として残っており、今後より広い視野での整理と新たな試みを続ける中で、条文改正の必要性を検討していく必要があるとの意見がありました。

今回の検証では条文の改正までは必要ないという結論に至りました。一方、課題として挙げられた部分については引き続き注視するとともに、運用方針に新たな評価の視点の追加または変更を行うことで、今後も時代の変化に対応した運用と検証を継続していくことが求められています。

# 資料編

# 1. 検証委員会について

## (1) 庁内検証委員会委員構成

庁内検証委員会は条例の検証等を行うため、任期を定めず設置しています。主に部長級の職員により構成され、その事務を補佐するために課長級による調整会議を置きます。

庁内検証委員会		調整会議	
役割	委員（役職）	役割	委員（役職）
委員長	自治文化部長	座長	みんなでまちづくり課長
副委員長	総合政策部長	副座長	総合政策課長
委員	市長室長	委員	広報課長
委員	総務部長	委員	庶務課長
委員	福祉部長	委員	福祉政策課長
委員	健康推進部長	委員	健康づくり課長
委員	こども未来部長	委員	こども政策課長
委員	市民生活部長	委員	交通対策課長
委員	都市整備部長	委員	都市計画課長
委員	建設部長	委員	建設管理課長
委員	教育総務部長	委員	総務企画課長

## (2) 庁内検証委員会委員設置要綱

平成22年3月17日

（設置）

第1条 草加市みんなでまちづくり自治基本条例（平成16年条例第23号。以下「条例」といいます。）第29条に規定する条例の検証等を行うため、草加市みんなでまちづくり自治基本条例庁内検証委員会（以下「庁内検証委員会」といいます。）を設置します。

（所掌事項）

第2条 庁内検証委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 条例の検証に係る検討、確認及び方針等の策定
- （2） 条例の改正及び運用面の充実に係る協議、調整等
- （3） その他条例に関して必要な事項

（組織）

第3条 庁内検証委員会は、別表第1に掲げる者をもって組織します。

（委員長及び副委員長）

第4条 庁内検証委員会に委員長及び副委員長を置きます。

- 2 委員長は、自治文化部部长をもって充てます。
- 3 副委員長は、総合政策部部长をもって充てます。
- 4 委員長は、庁内検証委員会を代表し、会務を掌理します。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理します。

（会議）

第5条 庁内検証委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となります。

（調整会議）

第6条 庁内検証委員会に調整会議を置きます。

2 調整会議は、次に掲げる事項を所掌し、検証委員会の事務を補佐します。

- （1） 第2条に規定する庁内検証委員会の所掌事項に関する調査、検討及び調整
- （2） 庁内検証委員会の会議資料の作成
- （3） 条例の検証に係る関係機関等との協議及び調整

- 3 調整会議は、別表第2に掲げる者をもって組織します。
- 4 調整会議に座長及び副座長を置きます。
- 5 座長は、みんなでまちづくり課長をもって充て、副座長は、総合政策課長をもって充てます。
- 6 座長は、調整会議を代表し、会務を掌理します。
- 7 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理します。
- 8 調整会議は、座長が招集し、座長は、会議の議長となります。

(関係者の出席)

第7条 庁内検証委員会及び調整会議は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができます。

(庶務)

第8条 庁内検証委員会及び調整会議の庶務は、自治文化部みんなでまちづくり課において処理します。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、庁内検証委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が庁内検証委員会に諮り定めます。

附 則

この要綱は、平成22年3月17日から施行します。

附 則 (平成22年告示第250号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年告示第338号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月25日)

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月16日)

この要綱は、平成24年5月16日から施行する。

附 則 (平成25年告示第286号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年告示第315号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第259号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年告示第240号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年告示第196号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月13日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

(平24年5月16日・平25告示286・平27年4月1日・平30告示196・令6年3月13日・一部改正)

市長室長、総合政策部長、総務部長、自治文化部長、福祉部長、健康推進部長、こども未来部長、市民生活部長、都市整備部長、建設部長、教育総務部長

別表第2 (第6条関係)

(平24年5月16日・全改、平25告示286・平26告示315・平27年4月1日・平28告示259・平29告示240・平30告示196・令6年3月13日・一部改正)

市長室広報課長、総合政策課長、庶務課長、みんなでまちづくり課長、福祉政策課長、健康づくり課長、こども政策課長、交通対策課長、都市計画課長、建設管理課長、総務企画課長

### (3) 市民検証委員会委員構成

●任期 令和5年度に開始した条例の検証が終了した日まで

●委員数 9名

役割	氏名	選出団体（所属）/役職	選出区分
座長	後藤 純	東海大学/特任准教授	知識経験者
副座長	青柳 伊佐雄	特定非営利活動法人 Living in Japan/正会員	市民の代表者
委員	上原 美香	株式会社aoie/取締役	市民の代表者
委員	岡村 圭子	獨協大学国際教養学部言語文化学科/教授	知識経験者
委員	齋藤 幸子	ボランティア草加連絡協議会/会長	市民の代表者
委員	関根 共子	特定非営利活動法人believe/副代表理事	市民の代表者
委員	蓮沼 清光	草加市町会連合会/副会長	市民の代表者
委員	村上 昌巳	特定非営利活動法人今様草加宿/副理事長	市民の代表者
委員	谷古宇 隆一	高砂・住吉・中央地区まちづくり市民会議/会計	市民の代表者

※令和7年3月31日現在

### (4) 市民検証委員会委員設置要綱

令和5年12月25日  
告示第1155号

(設置)

第1条 草加市みんなでまちづくり自治基本条例（平成16年条例第23号。以下「条例」という。）第29条に基づく条例の検証を行うに当たり、市民から条例の検証に関する意見を聴くため、草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会（以下「市民検証委員会」という。）を設置する。

(検証事項)

第2条 市長は、次に掲げる事項について、市民検証委員会において意見を聴くものとする。

- (1) 条例の内容に関すること。
- (2) 条例の運用面の課題及び対応に関すること。
- (3) その他条例に関し必要な事項

(構成)

第3条 市民検証委員会は、9人以内の委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 知識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、第10条の規定により市民検証委員会の設置期間が終了する日までとする。

(座長及び副座長)

第5条 市民検証委員会に座長及び副座長各1人を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選による。
- 3 座長は、市民検証委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民検証委員会の会議は、市長が招集し、会議の議長は、座長が務めるものとする。

(関係者の出席)

第7条 座長は、検証事項に関し必要があると認めたときは、市民検証委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 市民検証委員会の会議の公開又は非公開は、座長が会議に諮って決定する。

(傍聴)

第9条 市民は、前条の規定により、市民検証委員会の会議が公開となった場合は、会議を傍聴することができる。

2 座長は、あらかじめ傍聴できる人数を定めるものとする。

3 傍聴は、静粛を原則として、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 大声で騒ぐ等議事の進行を妨げる行為
- (4) 前3号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為

(設置期間)

第10条 市民検証委員会の設置期間は、令和5年度に開始した条例の検証が終了した日までとする。

(庶務)

第11条 市民検証委員会の庶務は、自治文化部みんなでまちづくり課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、市民検証委員会の運営に関し必要な事項は、座長が市民検証委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第10条に規定する条例の検証が終了した日限り、その効力を失う。

## 2.運用方針による市の取組及び結果

運用方針では本条例と本条例を根拠とした総合振興計画に基づいた市の取組の関係を明確にし、その取組結果をもとに検証を行うものとしています。今回の検証では市民検証委員会に先立ち、庁内検証委員会にて各方向性ごとに総合振興計画に基づいた市の取組及びその他関連する取組の結果を取りまとめ、検証の資料としました。

### 方向性1 若い世代に力を活かしたまちづくり

#### 1.みんなでまちづくり会議 新たに学生参加の試みを実施

- ・令和4年8月、9月にスピンオフ企画として市内在住・在学の大学生を対象に開催し、第四次草加市総合振興計画第三期基本計画の策定に向けた若者の意見収集を実施。
- ・令和5年8月、9月にまちづくり登録員と市内在住・在学の大学生の2者を対象に開催し、対話により多くの世代が参画できるためのアイデアを発掘。
- ・引き続き持続的な若者の市民参画の場を設定する必要がある。

#### 2.パブリックコメント制度の総括 重要性に関する認識が定着

- ・草加市パブリックコメント規則に基づき、パブリックコメント実施の要否に関する相談等に関する助言を行うとともに、適切な実施時期や、周知がなされているかなどを含めた各案件の手の進行状況の確認を行い、パブリックコメントの重要性に関する職員の意識向上に努めた。
- ・パブリックコメントの意見募集には特定の年代等に特化した考え方を想定していないが、そのような考え方を取り入れていくかの検討も必要。

#### 3.審議会委員の公募 SNS等での周知を開始

- ・令和4年度からSNSを活用した周知を始め、周知回数や委員の若い世代の人数は増加している。
- ・審議会の種類によっては、公募委員の応募がなく、再度公募を実施するものもあることから、引き続き様々な媒体で周知を行う必要がある。

##### 総合振興計画の関係施策 36 01 活動指標：市民参画制度周知回数

	R2	R3	R4
目標	2回	2回	2回
実績	<b>9回</b>	<b>8回↓</b>	<b>12回↑</b>
評価	○	○	○

##### 総合振興計画の関係施策 36 01 成果指標：審議会委員の公募倍率

	R2	R3	R4
目標	1.0倍	1.3倍	1.5倍
実績	<b>2.1倍</b>	<b>1.7倍↓</b>	<b>1.9倍↑</b>
評価	○	○	○

##### 公募による審議会委員

	全体	若い世代	平均年齢
R3	28人	<b>3人</b>	67歳
R5	29人	<b>7人</b>	61歳

## 方向性 2 多様な市民の議論の場を活かした政策形成

### 1. みんなでまちづくり会議 計画策定の意見収集に活用

- ・第四次草加市総合振興計画第三期基本計画の策定に向けた市民意見の収集の場として、令和4年8月と令和4年9月のみんなでまちづくり会議を活用。
- ・都市計画課主催の地区別懇談会や円卓会議に他課職員も参加し、職員間で情報共有を行った。
- ・会議の方向性について引き続き議論が必要である。

### 2. 高齢者の社会参加と生きがいづくり 市全体と各地区で課題を共有

- ・生活支援コーディネーターが市全体の課題を話し合う第1層協議体や、各地区で話し合う第2層協議体を開催し、地域住民とともに地域づくりや支え合いの活動についての取組を行った。
- ・地域住民が主体となる地域づくりや支え合いの活動を生活支援コーディネーターが調整・支援を行い、持続的な活動になるよう検討する。
- ・市民が地域資源を活用できるよう地域での支え合い活動の場や居場所などを公表する。

総合振興計画の関係施策 16 02  
活動指標：生活支援コーディネーターと連携し、  
地域づくりや支え合いの活動を行う団体数

	R2	R3	R4
目標	115団体	115団体	115団体
実績	<b>91団体</b>	<b>92団体</b>	<b>102団体</b>
評価	△	△	△

### 3. コミュニティプラン これまでに4地区のプランを策定

- ・平成30年度から令和5年度にかけて4地区のコミュニティプランを策定。
- ・4地区の共通の課題として、「居場所づくり」、「こども」、「高齢者」が共通のテーマであることを確認できた。
- ・関係部局の参加や活用が少ないため、今後改善の必要があり、また策定地区を増やしていくためには、地区拠点の配置や庁内推進体制の整備なども検討する必要がある。
- ・プランに位置付けられた市民活動の実現に当たって、まちづくり応援基金の見直しなど、補助制度の在り方についても検討が必要。

策定に要した期間	策定地区
平成30年度～令和4年度	新田西部地区、谷塚中央地区
令和3年度～令和5年度	草加川柳地区、草加西部地区

## 方向性 3 多様な市民や組織の連携促進

### 1. ふるさとまちづくり応援基金 運用の見直しで件数増加

- ・食材費についても一部助成対象となるよう運用を見直し、令和5年度の助成件数が8件と大幅に増加した（前年度比6件増）。
- ・過去に助成を受けた団体が新たな事業に取り組む場合の同基金の活用について、検討する必要がある。新たな事業に取り組む場合の同基金の活用も含め、制度・運用について、引き続き「ふるさとまちづくり応援基金運営委員会」での審議内容を踏まえながら検討する。
- ・大学生を始めとする若い世代による同基金の活用を促進するとともに、単発のまちづくり活動に終始しないよう働きかける必要がある。

総合振興計画の関係施策 16 02

活動指標：草加市ふるさとまちづくり応援基金助成金の交付団体数（累計）

	R2	R3	R4	R5
目標	269団体	275団体	281団体	277団体
実績	<b>266団体</b>	<b>271団体</b>	<b>273団体</b>	<b>281団体</b>
評価	△	△	△	○

**2.ふるさと納税の活用** パートナーシップ促進とともに地域振興の財源確保

- ・企業版ふるさと納税では令和5年度に3社から計130万円の寄附をいただき、財源確保と寄附企業との連携関係の構築に努めた。
- ・クラウドファンディング型ふるさと納税では令和5年度に2事業に対し、計191万6,000円の寄附をいただき、市役所自らが稼ぐという視点で新たな財源の確保につながるよう事業のPRを行い、シティブロモーションの観点からも市の取組に対して多くの方々に共感・支援をいただいた。
- ・令和6年度からは地域課題の解決、地域振興の活性化等に資する事業を行う市内の団体等に対し、自己資金の調達を円滑にするため、クラウドファンディング型ふるさと納税により受けた寄附金を原資とする補助金を交付する制度を実施。

**3.地域とともに栄える産業の振興** 民間主導・行政支援のまちづくり

- ・リノベーションまちづくり事業では、リノベーションスクールにより27件を事業化、マーケットの学校により参加者のマーケットを2回開催、企業版リノベーションスクールにより12の事業提案があるなど、民間主導・行政支援により「顔の見える経済循環」が推進されている。
- ・商店街元気倍増事業では、スタンプラリー事業など各商店街が行う事業や、商店街同士が連携して行う事業に対し、財政支援を行い、参加店舗の売上向上につながった。
- ・持続可能なものとするため、市内の人材で自走化させるとともに新たな担い手の発掘が必要。

総合振興計画の関係施策 16 02

活動指標：連携して活性化事業を行う商店会の割合

	R2	R3	R4
目標	81%	80%	80%
実績	<b>100%</b>	<b>81%</b>	<b>95.8%</b>
評価	○	○	○

**4.民間企業や大学との連携推進** 民間のノウハウを活用

- ・包括連携協定では、協定に基づく連携事業を行うことにより民間企業ならではの資源やノウハウを活用でき、地域の課題解決や活性化に寄与した。
- ・各部署がより積極的に連携による取組を推進する必要があるため、各部署が包括連携協定に係るメニューを活用できるよう、庁内の周知を積極的に行っていく。
- ・SDGsの推進においては、連携体制として（仮称）草加市SDGsパートナー認定制度の創設及び（仮称）草加市SDGs推進協議会の設置に向け、民間企業や大学等との意見交換等を行い、各関係者から賛同を得ることができた。

方向性4 コミュニティにおける人間関係

**1.町会・自治会への支援及び新たな交流・連携する機会の創出** 新たな加入促進に着手

- ・広報そうかの一面を活用した町会・自治会の魅力ある活動の紹介や、草加ふささら祭り会場に設けた特設ブースでのPRなどの周知活動等を行うことで、市民や新たに草加に転入される方に広く町会・自治会の必要性等を周知した。
- ・みんなでまちづくり会議や円卓会議、協働のひろば等を活用することにより、地域活動をされている方同士が交流し、情報を共有する機会を創出することができた。
- ・こうした場の関係性を整理していく必要がある。

## 2.地域の防災防犯対策 自主防災、自主防犯組織を支援

- ・自主防災組織に対し、防災資機材等の整備、訓練等に要した費用のうち、5万円を上限として、草加市自主防災組織育成事業補助金として交付。また、自主防災組織及び避難所運営委員会が、定期的に安定した訓練を実施できるよう支援している。
- ・自主防犯団体に対しては、活動に必要な費用を補助するなどして自主防犯団体の育成及び増加を図り、人口1,000人当たりの刑法犯罪認知件数は微減している。
- ・自主防災組織、自主防犯組織ともに活動者の高齢化や後継者不足、活動の負担などにより継続が困難な団体があり、町会・自治会と同様の課題を抱えている。

### 総合振興計画の関係施策 09 03 成果指標：訓練を実施した自主防災会数

	R2	R3	R4
目標	135団体	135団体	135団体
実績	<b>134団体</b>	<b>135団体</b>	<b>134団体</b>
評価	△	○	△

### 総合振興計画の関係施策 10 02 活動指標：草加市自主防犯活動補助金の交付団体数

	R2	R3	R4
目標	90団体	90団体	90団体
実績	<b>82団体</b>	<b>83団体</b>	<b>82団体</b>
評価	△	△	△

### 総合振興計画の関係施策 10 02 成果指標：人口1000人当たりの刑法犯罪認知件数

	R2	R3	R4
目標	10.2件	9.5件	R4からは草加市を安全・安心だと感じる市民の割合を指標とします。
実績	<b>7.5件</b>	<b>7件</b>	<b>49.7%</b>
評価	○	○	

## 3.子育て支援の推進 地域ぐるみの子育て支援を整備

- ・子育て支援を行う団体や個人等で構成される「子育て応援隊」を「ぼっくるん」で紹介することで、子育て支援ネットワークを拡充。さらには地域ぐるみで子育てを支援するため「子育て応援隊」として活動内容の周知を行っている。
- ・登録団体数が目標値に達していない。子育ての不安や負担を一人で抱える親が増加する中、引き続き活動内容を周知し、地域ぐるみの子育て支援をより推進する必要がある。

### 総合振興計画の関係施策 17 01 成果指標：子育て応援隊登録団体数 (個人・法人含む)

	R2	R3	R4
目標	130団体	130団体	140団体
実績	<b>104団体</b>	<b>104団体</b>	<b>111団体</b>
評価	△	△	△

## 4.地域とともにある学校づくり 学校応援団を組織

- ・全小中学校において学校応援団が組織され、学校応援コーディネーターを中心に、各校の実態に応じた放課後の学習への支援や児童生徒の登下校の安全の見守りなど、教育活動への支援が行われた。また、学校応援団の名簿を作成し、草加市市民活動災害補償制度が活用できるように関係課と連携した。
- ・今後、地域でどのような子どもたちを育てるのかなどの目標やビジョンを共有し、より地域の人を巻き込みながら学校づくりを進める必要がある。

### 総合振興計画の関係施策 19 01 成果指標：学校応援団の人数

	R2	R3	R4
目標	6,500人	6,500人	6,500人
実績	<b>6,185人</b>	<b>5,559人</b>	<b>6,380人</b>
評価	△	△	△

## 方向性5 福利厚生のあるコミュニティ（閉じこもり予防）

### 1. パートナーシップ宣誓制度 性的少数者の困難を軽減

- ・令和6年3月末現在、13組が同制度によりパートナーシップ宣誓した。
- ・パートナーシップ宣誓制度の周知及び性的少数者に対する理解度が課題。引き続き、市HP等で制度の周知を図る。また、性的少数者に対する理解については、様々な機会を通じて、理解を深めてもらうための啓発活動等を行う。

### 2. 重層的支援体制整備事業 コミュニティソーシャルワーカーなどによる支援を推進

- ・コミュニティソーシャルワーカーなどの活動を周知することにより、民生委員・児童委員や市民活動している方などからコミュニティソーシャルワーカーなどが相談を受け、支援へつながる体制が作られてきている。
- ・新たな地域資源の開発、既存の地域資源の発信、社会参加への支援、地域における支え手となる人づくりが課題である。

#### 総合振興計画の関係施策 23 01

#### 成果指標：コミュニティソーシャルワーカー相談件数

	R2	R3	R4
目標	1,150件	4,000件	6,100件
実績	<b>4,965件</b>	<b>5,960件</b>	<b>3,160件</b>
評価	○	○	△

※令和4年度から関係機関との連携体制が図れてきたことで、早期の連携ができてきたことにより、相談件数が減少している。

### 3. 福祉プラスのまちづくり 市民参加型の障がい者支援

- ・障がい当事者、支援者のみならず、広く地域で活躍されているキーマンに課題や今後の取組等のヒアリングを実施し、課題や今後やりたいことを種として、「福祉の世界に新しい価値を「膨」らませ、また「含」ませていくための研究・活動・社会実験・協議等を行う公民連携の場として、「ふくらむフクシ研究所」を立ち上げ、多様な人が関われるよう対話型・参加型イベントを6回実施した。
- ・障がいのある人の社会参加の機会が少ないことや雇用の場が増えないこと、また福祉分野における人材不足等があるため、引き続き「福祉領域」と「地域等の暮らしの領域」が相互理解のもとに関わり、互いに資源を活かせる状態を日常生活及び社会生活としていく必要がある。
- ・「ふくらむフクシ研究所」におけるプロジェクトの立案や企画等の主体を民間にし、リンクワーカーが地域共生社会の種を育てて、更に種を増やす支援をすることで、障がいのある人もない人も、分け隔てなく幸せに暮らすことができる、「地域共生社会」の実現を目指す。

実施時期	実施内容
R5.7月～8月	障がい者を取り巻く課題を把握するための市域調査
R5.9月	トークライブ「福祉を地域に開いていくってどういうこと？」
R5.12月	ふくフク映画祭（障がいのある人もない人も誰もが楽しめる映画祭）
R6.1月	トークライブ「福祉にまつわるいろんな人の話を聞いてみよう」
R6.2月	ふくフク商店街（商店街の中で、目隠しをしながら料理をする体験をしたり、障がいのある人が職業体験をしているお店などを利用するイベント）
R6.3月	ふくフクフェス（研究活動の集大成となるイベント）

## 方向性 6 職員の政策力の向上と協働で取り組む環境・基盤の整備

## 方向性 7 現場創発による政策実現に向けた予算の確保

### 1. まちづくり講座 まちづくりのスキルを学ぶ

- ・令和3年度に4回、令和4・5年度は各3回のまちづくり講座を開催。延べ114人が受講し、講座の満足度は93.3%だった。
- ・講座受講者が少ないことが課題として挙げられることから、今後は講座受講者を増やすため、開催時間帯や曜日、周知方法について検討を行う。受講者アンケートの継続と分析を重ねつつ、市民によるまちづくり活動の現状や課題も勘案しながら、より効果的な講座の在り方について考察する。

### 2. 職員人材育成の充実 4つの視点で人材育成

- ・人材育成システム（人事評価）や日頃のOJTにおいて明らかになった職員の「強み」を伸ばし、「弱み」を補うため、毎年、各種研修を実施した。
- ・プロ意識を持った、市民とともに考え行動する職員を育成するため、引き続き、効果的に実施するための内容について検討する必要がある。

視点①  
業務知識・実務能力の開発と  
継続的な育成

視点②  
職員年齢構成の変化に応じた  
職員の育成

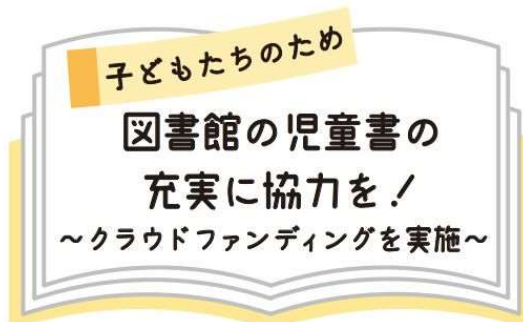
視点③  
日常業務のなかで人を育て・  
学びあうこと（OJT）を中  
心に据えた育成

視点④  
人材育成システム（人事評  
価）と研修の効果的な連携を  
通じた育成

### 3. クラウドファンディング型ふるさと納税制度の活用

- ・令和5年度は2件のクラウドファンディング型ふるさと納税を実施しており、うち1件は目標金額を達成した。
- ・多くの事業について寄附金を募ることで金額が分散化するおそれがあり、実施予定の事業についてのどの程度寄附金が集まるか不透明な部分がある。
- ・クラウドファンディング型ふるさと納税制度の活用により、市民提案型の事業を実施しやすいように、寄附金を広く募るために行政が協力し、行政事業においても、市民からの寄附という形で協力いただき、パートナーシップによるまちづくりを推進する。

### 市民提案型事業に活用予定



子どもたちが心に残る本と出会い、読書を通じて色々な世界を知ってほしいと、児童書の充実のため市初のクラウドファンディングによる寄付を募ります。市内居住者でもふるさと納税と同様の控除を受けられます。



※クラウドファンディングの活用例

#### 4.社会ニーズへの的確な対応 組織横断的な検討ができるよう整備

- ・令和2年度以降、特に新型コロナウイルス対策を始めとする社会ニーズに応じ、関連課・室の新設、変更等を行い対応した。
- ・引き続き様々なニーズに的確に対応し、組織の機能性を向上させる必要がある。

#### 5.計画的で効果的な行政の推進 計画的に進捗を管理

- ・各施策の進行管理を行い、目標を達成できなかった事務事業についてはその理由を分析して、次年度以降どのように取り組むべきかを明確にした上で、事務事業の改善につなげた。
- ・引き続き、実施計画で定めた各成果指標が各年度の目標値を達成することを旨とする。

##### 総合振興計画の関係施策 40 01

##### 成果指標：実施計画の各指標における成果指標の達成率

	R2	R3	R4
目標	70%	70%	70%
実績	<b>43.4%</b>	<b>57.3%</b>	<b>53.1%</b>
評価	△	△	△

### 3. 条例に関するアンケート結果（市職員）

#### アンケート実施日時

令和6年1月24日～令和6年2月7日

#### アンケート対象者

全職員（会計年度任用職員を除く）

ただし、次の職員はアンケートの対象外。

- ・ 児童センター、児童クラブ、児童発達支援センターあおば学園、保育園に勤務する職員
- ・ 自動車運転手、学校に勤務する調理士
- ・ 市立病院医療職

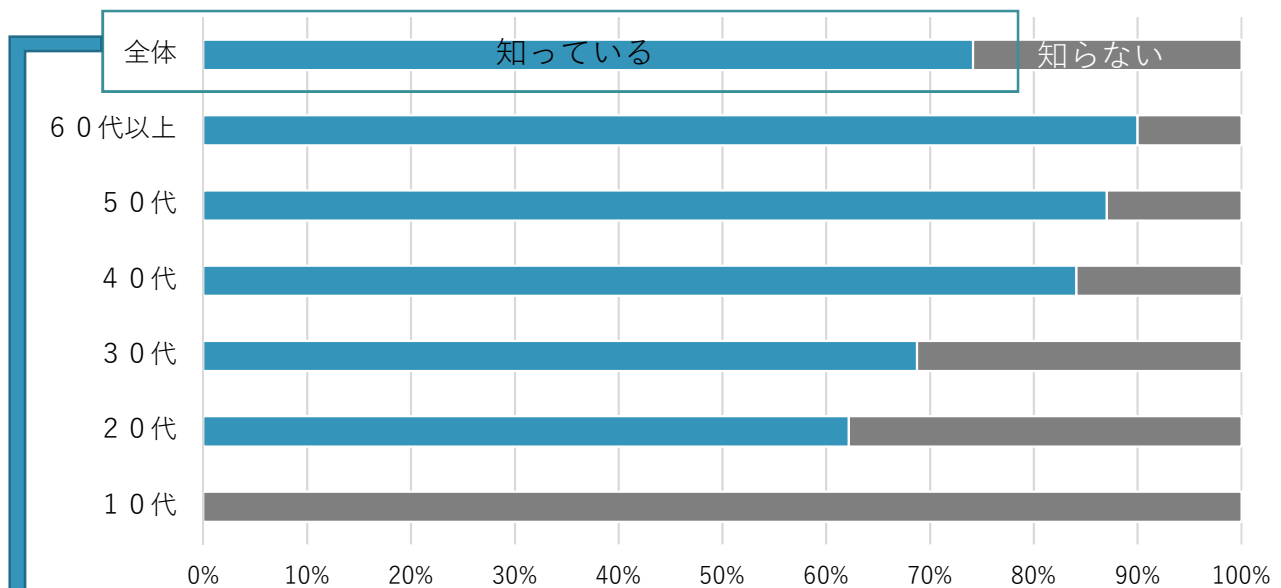
#### アンケート対象人数

1,063人

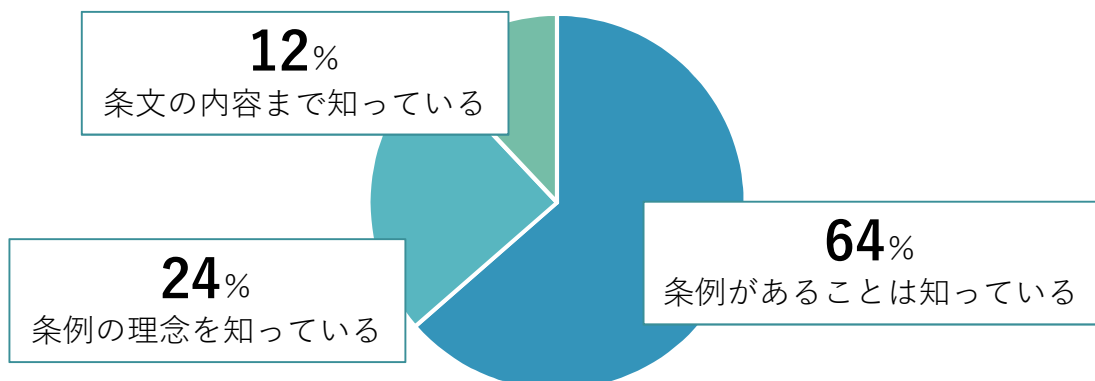
#### アンケート回答者数（回答率）

739人（69.5%）

草加市みんなでまちづくり自治基本条例を知っていますか（世代別）

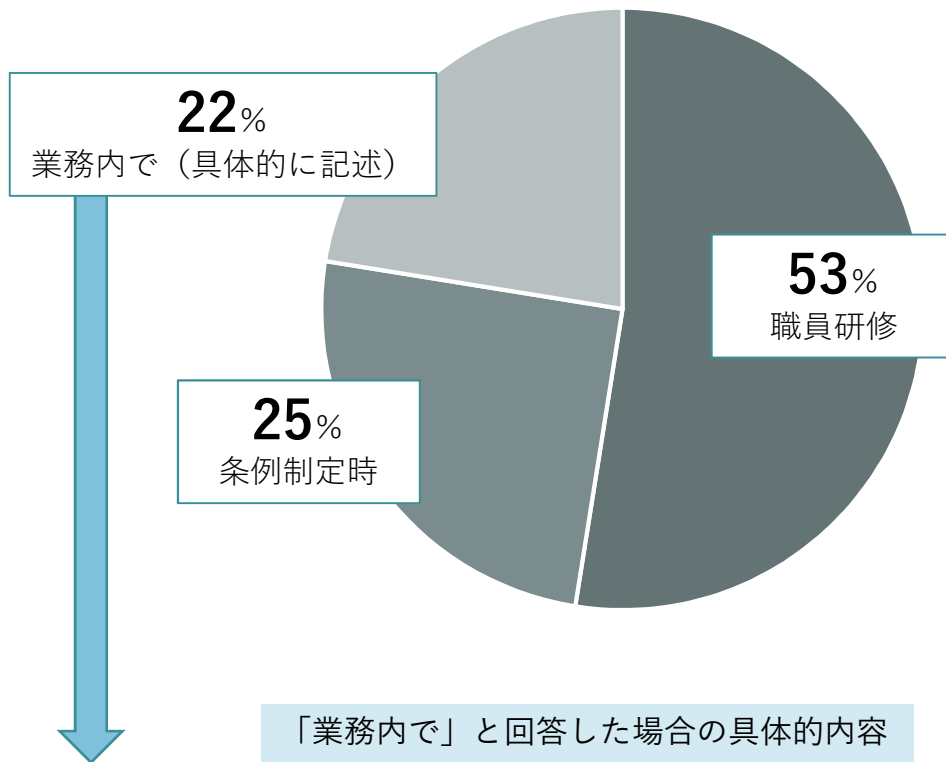


草加市みんなでまちづくり自治基本条例をどの程度知っていますか（「知っている」と回答した方に対して）



N = 549

## 草加市みんなでまちづくり自治基本条例を知ったきっかけ



### まちづくり・都市計画に関する業務で

- ・ みんなでまちづくり会議で
- ・ 地区まちづくり事業で
- ・ みんなでまちづくり課に所属していた
- ・ 自治文化部に所属していた
- ・ みどり公園課在籍時代にワークショップをやっていた中で
- ・ 瀬崎地区のまちづくりで運用したため
- ・ 瀬崎町マンション建設の許認可事務
- ・ 関わっていた団体が副読本作りなどに関わっていたため
- ・ 開発条例に記載されていたため

### 条例・計画等の制定で

- ・ 「くらしを支えあう草加市男女共同参画社会づくり条例と同時期に制定された条例のため
- ・ SDGs未来都市申請のための提案書を作成するにあたり、本市のパートナーシップについて調べた
- ・ プラン策定業務を担当していた時に確認
- ・ 同条例の事務局原案作成まで検討に関わってきた
- ・ 総合振興計画・都市計画マスタープラン改定業務、コミュニティプラン策定業務で

### 市民参画制度に関する業務で

- ・ パブリックコメントの規定を調べたとき
- ・ 計画策定やパブリックコメントを実施した際に
- ・ 審議会委員公募で

### その他・資料などを見て

- ・ コミュニティセンターに掲示されているのを見て
- ・ 学校現場に在職中に副読本を使った授業の在り方について学んだため
- ・ 議会運営を行う上で、議員に関する項目が盛り込まれていることから
- ・ 議会中継等で耳にした
- ・ 供覧された情報等で
- ・ 行政会議の本文を見て
- ・ 歳出予算見積書を見て
- ・ 市長の新年のあいさつ文作成の際に、上司から教わった
- ・ 施政方針など
- ・ 文書審査で
- ・ 法律相談において話題になったことがあった

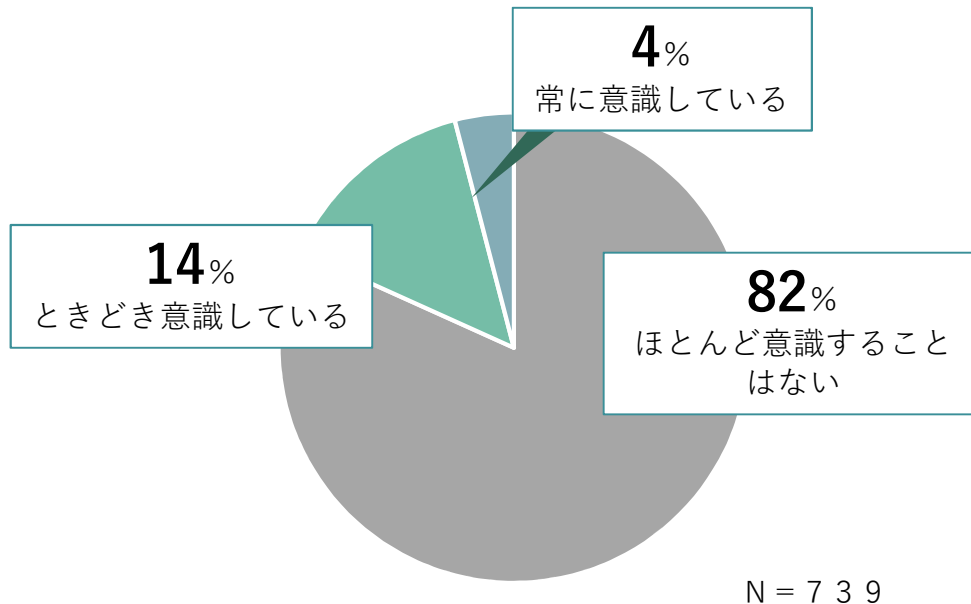
### ※業務外でという意見もありました

- ・ 学生時代に大学の講義で
- ・ 市の職員採用試験を受ける際に勉強した
- ・ 大学生の時に地方自治のゼミ内で

草加市みんなでまちづくり自治基本条例は市の最高規範であり、市長と市の責務や市政運営について示されていますが、業務内でこれをどの程度意識していますか

82%の職員がほとんど意識することはないと答えました。

その中には実際の業務で直接活用することが少ないという意見や、条例の趣旨である「市民とのパートナーシップ」は当然実践しており条例があるから意識しているのではないという意見もありました。



業務内のどんな時に意識するか教えてください

### 業務内容

- ・ 窓口業務
- ・ 計画策定、改訂
- ・ 市民参画
- ・ 地元説明
- ・ 施設管理
- ・ 市民ニーズの把握
- ・ 市民からの相談や質問、意見、苦情の対応
- ・ 建物の設計・施工
- ・ 市の施策や方針についての発信
- ・ 市長のインタビュー記事の原稿作成
- ・ 市のメッセージを発する時
- ・ 市の意向や方向性等の検討時
- ・ すべての業務を行う上の基本姿勢として
- ・ 市民に対し事業の説明を行う際
- ・ 住民と協働するとき
- ・ 市の意向や方向性の検討
- ・ 予算作成時
- ・ 公共施設の管理運営業務全般
- ・ パブリックコメントの手続き
- ・ 監査
- ・ 審議会
- ・ 職員研修

### 分野

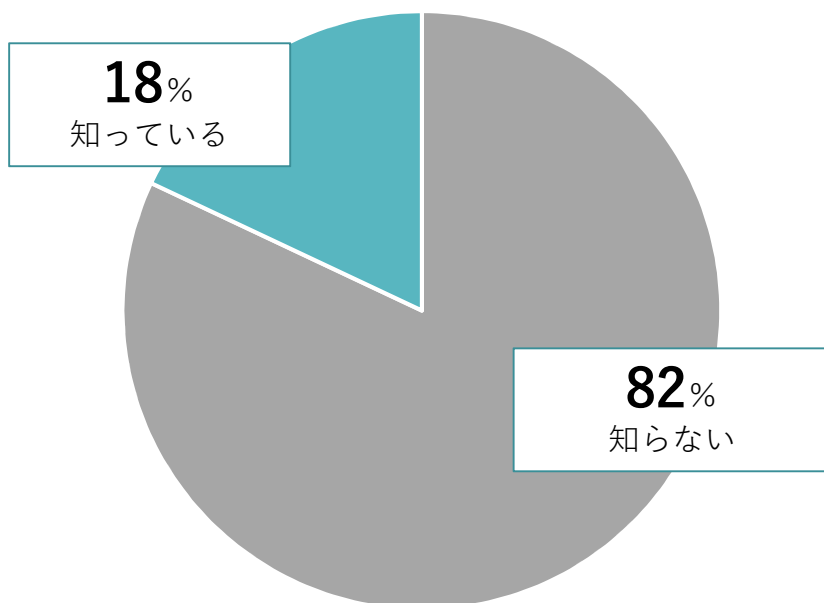
- ・ 議会関連
- ・ にぎわいの創出
- ・ 施設管理
- ・ まちづくり
- ・ 道路、水路管理
- ・ 都市計画
- ・ 公園整備
- ・ 教育
- ・ 子育て支援
- ・ 施設管理
- ・ 障がい福祉

### その他回答一部抜粋

- ・ すべての市民が参画できる、意見を言いやすい対応や考え方を常に意識するようにはしてはいますが、この条例があるから意識しているわけではありません。業務の中で条例を意識するのは本当にときどきかもしれません。
- ・ どんな施策を実行する場合でも、市民とのかかわり、議会とのかかわりを意識しながら業務を行うことは当たり前のことです。
- ・ 条例を意識するというより、草加市職員として市のために市民のために仕事に取り組むとき、自分自身が意識していることが、原則や方針と一致していると思います。

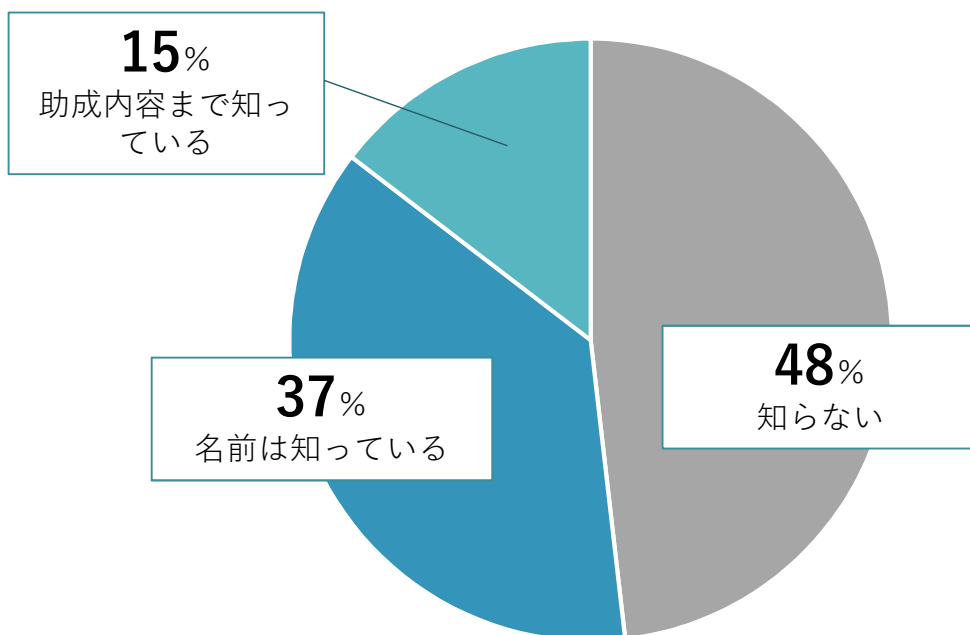
令和2年度に策定された「草加市みんなでまちづくり自治基本条例 運用方針」を知っていますか。

82%の職員が運用方針の存在を把握していませんでした。より運用方針を周知するためにも、他課の計画との連携や方向性や実施状況の公表をしてはどうかなどの意見がありました。



条例第20条に定められた「草加市ふるさとまちづくり応援基金」についてどの程度知っていますか。

52%の職員が名前または助成内容まで知っていると答えました。また、応援基金に対しては他の助成、新たな制度との整理や、市民活動が持続できるよう助成団体の基金活用後の支援を考える必要性などについて意見がありました。



草加市ふるさとまちづくり応援基金を活用したことがある市民団体から相談等を受け、支援を行ったことがありますか。ある場合は具体的にどの団体からどのような相談等を受け、どのようなご案内をしたのか具体的に記述してください。

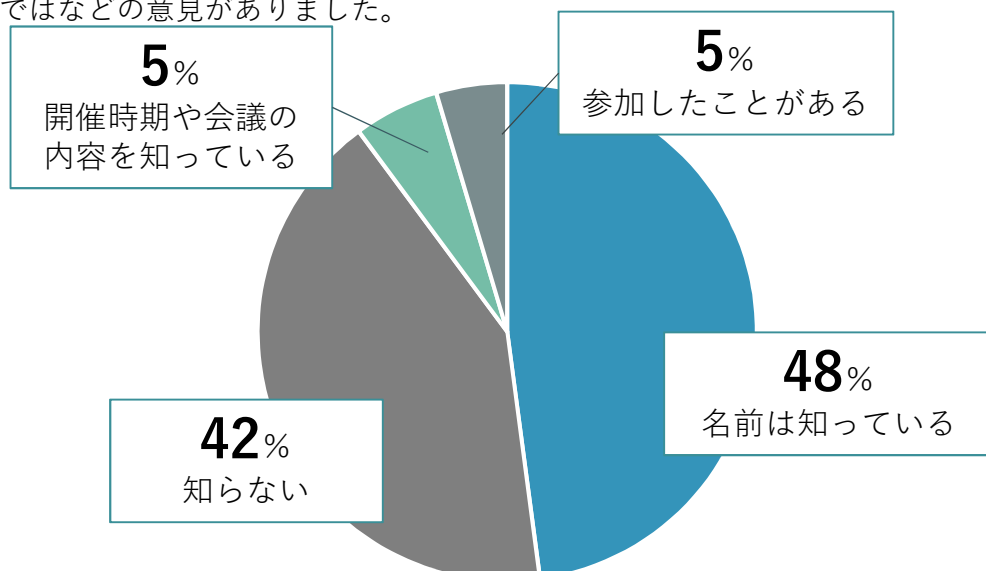
※報告書への掲載に当たり、具体的な団体名は割愛します。また、相談等を受けた時期は不明です。

- ・活動場所や倉庫、応援基金終了後の資金集め等相談を受けることがあります。場所については市で名称使用申請をとり、公共施設を減免措置とするなどの対応をしています。
- ・場の確保として、コミセン、文化センターの減免対応、食材の保管庫として、旧職員住宅の一室等を支援。
- ・基金の概要を説明した。R6年度申請予定
- ・活動への参加や協力等を依頼され、団体主催のセミナーへの参加及び活動への協力を行いました。
- ・まつり内での特別支援学級の作品展示について相談・依頼があった。学校への呼びかけ、前日準備から片付けまで職員を配置し運営を手伝った。
- ・発行するパンフレットに関する協力依頼があり、記事作成のための資料提供等を行った。
- ・基金申請に当たりどのような協働をしたらよいかの相談があり、まず草加環境推進協議会への加入を勧め、そこから他の団体との協働を深めていくよう助言した。
- ・マルシェ等のイベント開催の場所について相談があり、谷塚駅西口のまちづくり用地を活用を案内した。
- ・他の補助について相談を受けた。
- ・事業に必須となる備品購入の相談を受け、基金を案内した。
- ・生活支援体制整備事業で、市民団体が発足された際には、社協の生活支援コーディネーターが応援基金を紹介していると思います。
- ・前職場において、認知症の普及、ご家族や本人の支援のための任意団体への支援を行う中で、基金の活用及び申請等について相談を受けたことがあります。
- ・応援基金がなくなるためにまつりが開催できなくなるため、作品展示については市教委が引き継いでほしいと会から要望があった。
- ・事業のプロセスデザイン、担い手の発掘育成、マネタイズの方法などについてアドバイスを求められ、対応策の提案や必要なリソースを持つ人材とのマッチングおよび伴走支援を行った。
- ・活動場所を探しているという話を受け、いくつか活動場所を探して提案した。また人材のマッチングも行った。
- ・街路樹等の剪定時期・度合の調整等について相談があった。

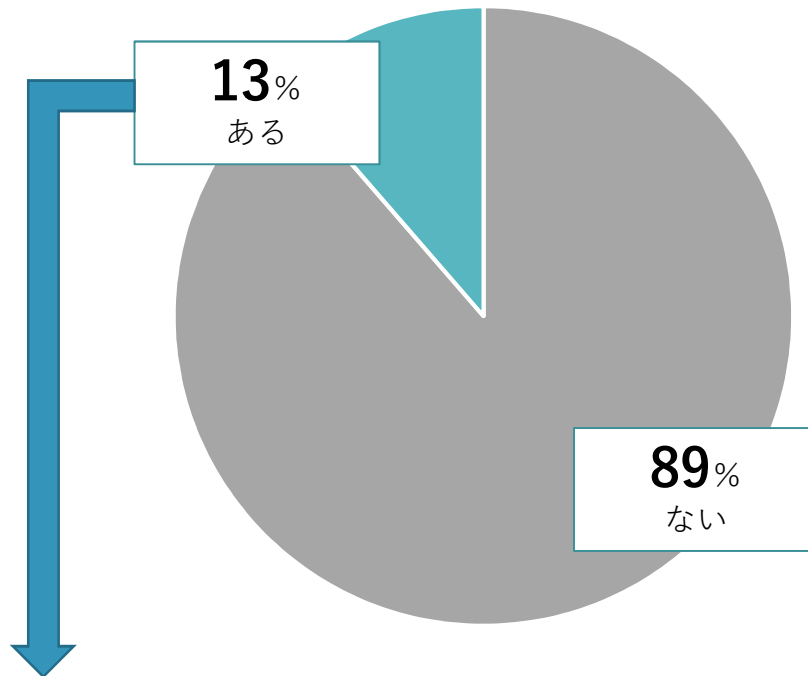
条例第26条に定められた「みんなでまちづくり会議」についてどの程度知っていますか。

53%の職員が名前や内容を知っており、5%の職員に参加経験があるという結果となりました。

みんなでまちづくり会議に対しては、条例施行から20年が経過し市民との議論の場が増えてきた中で、実際の市民の年齢構成やその意見を反映できる場になっていないこともあり、見直す必要があるのではなどの意見がありました。



今所属している部署又はこれまでに所属した部署において、審議会を除き、みんなでまちづくり会議と同様に市民と行政が集まって話し合ったり意見を聴く場や会議を主催したことがありますか。※テーマは問いません。



審議会を除き、みんなでまちづくり会議と同様に市民と行政が集まって話し合ったり意見を聴く場や会議を具体的に記述

回答は内容により部局で分類し、同じ事業に関する回答は統合しました。また、審議会に関する回答は省略しました。会議を主催したことがある職員は全体の13%でしたが、ほとんどの部局室において、審議会以外でも市民と行政が集まって話し合う場が設けられています。  
※令和5年度（令和6年2月中）に回答されたため、一部所属名が現在と相違があります。

#### 市長室（危機管理・広聴相談）関係

- ・避難所運営委員会
- ・市民団体との市長懇談、所管懇談

#### 総合政策部関係

- ・基盤整備立上げ、まちづくり推進に係る各種検討会等
- ・基本構想や基本計画策定時に市民ワークショップを開催
- ・公共施設等総合管理計画市民ワークショップ
- ・行政連絡会や男女共同参画条例策定に向けたヒアリングなど（かなり昔）
- ・男女共同参画情報誌それいゆ発行会議
- ・総合振興計画基本構想作成に当たっての市民会議など
- ・令和4年度に総合振興計画の策定に当たり市民参画の一環として、市内在住・在勤・在学の若い世代を参加者とした「みんなでまちづくり会議スピンオフ企画 これからの草加の話をしよう」を開催しました。

#### 自治文化部関係

- ・イベントの開催のための実行委員会の会議など
- ・まちづくりの方針について市民や関係団体と意見交換
- ・みんなでまちづくり会議
- ・-みんなでまちづくり会議スピンオフ企画- これからの草加の話をしよう！
- ・谷塚家守塾、まちの学校、マーケットの学校、リノベーションスクール、企業版リノベーションスクール
- ・協働のひろば
- ・国際村一番地実行委員会
- ・今様草加宿実行委員会
- ・瀬崎地区のふれあい小路の具体的な手法検討
- ・第二次スポーツ推進基本方針策定に伴う検討会
- ・今様草加宿事業

次ページに続きます。



## 健康福祉部関係

- ・手話言語条例制定前に関係者との意見交換会を開催。
- ・介護保険推進委員会
- ・在宅医療介護連携推進協議会
- ・地域包括支援センター運営協議会の開催
- ・各圏域において、地域の課題を話し合う圏域別地域ケア会議を地域包括支援センターが開催している。
- ・障がい者施策協議会、手話言語条例推進懇談会等
- ・障がい当事者、関係事業、市民、一般企業の方と地域共生社会実現のために対話をもっている。
- ・生活支援体制整備事業 第1層協議体
- ・長寿福祉課在職時に高年者福祉センター（新里町）を建設するに当たり、基本方針はあるものの、なるべく地域住民の意見を設計に生かすため、定期的にワークショップを開催して地域住民と意見交換した。
- ・福祉プラスまちづくり等のワークショップ

## 子ども未来部関係

- ・こどもの居場所について。ただ、行政は事務局として参加していただけ。
- ・子ども・子育て会議
- ・子ども教育連携推進委員会
- ・子育て支援のために何が必要かを話し合う会議
- ・松原児童青少年交流センター建設関係
- ・保育園の入園の審査会

## 市民生活部関係

- ・ごみ収集カレンダー意見交換会
- ・クリーンふるさと情報紙編集委員会
- ・ガーディアン・エンジェルス設立に伴う懇談会
- ・客引き対策に係る地域懇談会
- ・ゾーン30規制実施に伴う地域懇談会
- ・自主防犯活動団体懇親会（R6.2月開催予定。防犯活動における取組事例や困りごとの情報共有を行う）
- ・新規バス路線のルート、運賃、時刻表等の話し合い
- ・草加環境推進協議会（環境団体との協働）
- ・平成20年ごろ消費者団体が目指す活動が、環境課、廃棄物資源課、消費労政課（当時）とまたがっていたことから、4者が集まり意見交換を行った。

## 都市整備部関係

- ・コミプラ及び円卓会議
- ・タウンミーティング、コミュニティプラン策定や都市マス改定等に伴う地区別懇談会
- ・公園整備に関する意見交換会
- ・公園整備検討会
- ・公園の苦情処理に伴う近隣説明会
- ・谷塚駅西口まちづくり協議会
- ・都市マス推進モデル地区、都市計画道路の説明会など
- ・都市計画課が開く会議
- ・未来まちづくり会議
- ・都市基盤整備に向け、まちづくり区域内の市民による組織であるまちづくり推進協議会を立ち上げ、数年に渡り協議会を中心に関係市民との意見交換を積み重ねた。結果、都市基盤整備の方針やまちづくりの目標を定めた住民提案書を作成し市長に提出した。
- ・獨協大学前<草加松原>駅西側地域におけるまちづくり検討

## 建設部関係

- ・10名以上の共有持分のある私道の沿線住民から生活道路の環境改善に係る整備要望を受け、市が整備するための条件・手続等について説明会を実施した。その後数年に渡り、沿線住民が主体となり、私道所有者全員からの寄附手続等、高額な費用負担が発生する困難な手続等をクリアし、今年度市による道路整備が実現した。
- ・工事説明会

## 教育総務部関係

- ・そうか市民大学推進委員
- ・公民館利用者懇談会で公民館の運営・活動に関して話し合いを利用者とする。
- ・生涯学習市民会議（現在は休止中）
- ・町会・自治会連合会に参加し、市立小中学校でふるさと草加学習を実施していることと学校から依頼があった際は協力してほしいことを伝えた。
- ・新田西文化センターまつり実行委員会

## 議会関係

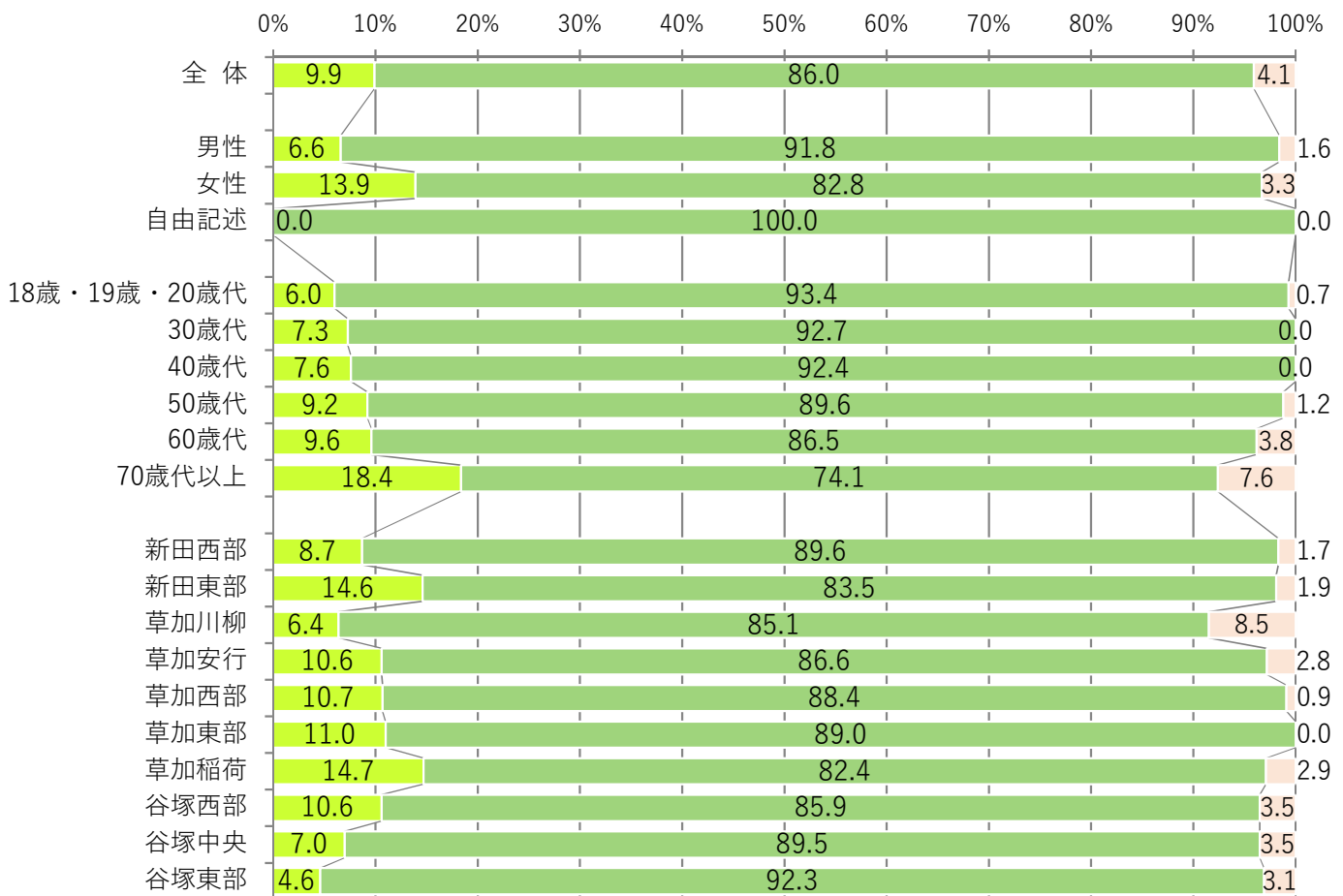
- ・議長と大学生の対談（内容はまちの魅力を高めるためには、若い人達の投票率を上げるためには等）

## 4. 条例に関するアンケート結果（市民）

あなたは草加市みんなでまちづくり自治基本条例を知っていますか


- ・全体では、認知度が低く「知らない」が約9割となった。
- ・性別では、男性が「知らない」がやや多い。
- ・年齢別では、年代が高くなるほど「知っている」が多く、70歳代以上が18%となった。
- ・地域別では、谷塚東部が「知らない」が多く、約9割となった。

■ 知っている ■ 知らない ■ 無回答



令和5年度施策評価市民アンケート報告書より





草加市自治文化部みんなでまちづくり課

